

2008 年（平成 20 年）10 月末日

関 係 各 位

近畿弁護士会連合会
理事長 森 田 重 樹
同 人権擁護委員会
委員長 岸 本 寛 成
同 第 1 分科会シナポジウム
実行委員長 岩 田 研二郎

第 25 回近畿弁護士会連合会人権擁護大会
シンポジウム第 1 分科会について(ご案内)

「罪を犯した人の更生保護と弁護士会の役割を考える」

2007 年に更生保護法が施行され、また刑事被収容者処遇法による刑務所での改善プログラムなどの実施などを受けて、更生保護のありかたが注目されるようになりました。また山本譲司さんの著書などにより刑務所内の高齢や障がいのある人の実態が社会に明らかにされ、その出所後の処遇のありかたが課題となっています。就労や生活保護など社会復帰に向けた支援についても、更生保護の関係者の間でいろいろな取り組みが始まっています。

私たち弁護士は、日常の刑事事件の国選弁護などで、厳しい社会で自立できず再犯を繰り返す高齢の被告人や知的障がいなどが犯行に至る一因になっている被告人などの弁護も担当してきました。しかし、そのような人たちが、刑務所において、更生のために、どのような処遇を受け、また出所前後にどのような支援を受けることができるのかなどについては、私たちは十分な情報を持っていませんでした。私たち実行委員会の多くの委員も、このたびはじめて、更生保護施設を訪問するなど、更生保護の現場で苦勞されている人たちにも出会いました。

本シンポジウムは、更生保護の現状とありかたについて問題提起をするとともに、弁護士会として更生保護の充実について果たせる役割は何かを考えたいと思います。

大阪弁護士会では、大阪保護観察所の委託を受けて更生保護施設における法律相談会を実施するなどの試みをはじめているところです。

本シンポジウムでは、保護観察所、更生保護施設、ホームレス支援団体、刑事法学者、弁護士をゲストにパネルディスカッションで、更生保護のありかたについて考えます。

皆様におかれましては、大変ご多忙とは存じますが、是非とも本シンポジウムにご参加いただき、皆様の積極的なご意見を頂戴できれば幸甚です。

なお、失礼ではございますが、参加人数をあらかじめ把握したいと考えておりますので、参加をご希望されます方は、裏面の申込書を、11 月 20 日（木）までに、FAX（06-6364-7477）にてご送付頂きますよう願います（事前申込のない方でも当日ご参加いただけます）。

送付先：近畿弁護士会連合会 人権擁護委員会 宛
(FAX：06-6364-7477)

参 加 申 込 書

2008年11月28日(金) 午前9時30分～午後0時30分開催

第25回近畿弁護士会連合会人権擁護大会シンポジウム第1分科会

「罪を犯した人の更生保護と弁護士会の役割」に

参加します。

所属団体名 ()

参加人数 () 名

参加者代表者氏名 ()

※ご記入いただきました個人情報は、出席者の把握のみに使用いたします。

第25回近畿弁護士会連合会人権擁護大会(同シンポジウム第1分科会)

【日 時】 2008年(平成20年)11月28日(金) 午前9時30分～午後0時30分

【場 所】 琵琶湖ホテル3階「瑠璃」(滋賀県大津市浜町2-40 TEL:077-524-7111)

【参加費】 無 料(ただし、資料をご入り用の場合は、会場にて別途1,000円を頂戴いたします)

【主 催】 近畿弁護士会連合会(お問い合わせ先 TEL:06-6364-1227(担当:村松))

(地図)

